個人情報取扱特記事項

　乙が本委託業務を通じて取得する個人情報に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（従事者の監督）

第１　乙は、本委託業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、

　埼玉県個人情報保護条例（平成１６年埼玉県条例第６５号）第９条、第１０条、

　第６６条及び第６７条の規定の内容を周知し、従事者から別記様式の誓約書

　の提出を受けなければならない。

２　乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対

　し、その写しを提出しなければならない。

３　乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対し

　て、第３条により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督、その他必

　要かつ適切な監督を行わなければならない。

（損害のために生じた経費の負担）

第２　本委託業務の履行に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者

　に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

　ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、甲が負担するものと

　する。

（安全確保の措置）

第３　乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、減失又はき損の防止その他個人情

　報の適切な管理に関する定めを作成するなど、必要な措置を講じなければな

　らない。

２　乙は、前項の規定により定めを作成するなどの必要な措置を講じたときは、

　甲に対し、その内容を報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第４　乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本委託業務以

　外の目的のために自ら利用し、又は、第三者に提供してはならない。本委託業

　務を行わなくなった後においても、同様とする。

（提供を受ける者に対する措置要求）

第５　乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議

　の上その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報に

　ついて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限に付し、又はそ

　の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる

　ことを求めなければならない。

（複製等の禁止）

第６　乙は、その知り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信

　その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはなら

　ない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（資料等の返還）

第７　乙は、本委託業務を行わなくなったときは、その取り扱う個人情報が記録

　された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速や

　かに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指

　示に従うものとする。

２　前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲の立会いの下

　に返還対象資料等を廃棄することができる。

３　前２項の規定は、乙が本委託業務を行う上で不要となった返還対象資料等

　について準用する。

（再委託をする場合）

第８　乙は、本委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせる

　場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った

　個人情報の安全管理が図られるよう、その第三者に対する必要かつ適切な監

　督を行わなければならない。

２　乙が第三者に本委託業務を委託し、又は請け負わせる場合においては、当該

　第三者の行為は、自らの行為とみなし、これに対しては、乙が第三者のすべて

　の行為及びその結果についての責任を負うものとする。

（取扱状況の報告等）

第９　乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等

　で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面

　により報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況につい

　て、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

３　甲は、乙に対し、前２項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な

　指示をすることができる。

（安全確保上の問題への対応）

第１０　乙は、本委託業務の遂行に支障が生じる恐れがある事案の発生を知っ

　たときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項事案が個人情報の漏えい、減失又はき損その他の安全確保に係る

　場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被

　害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなけれ

　ばならない。

３　乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、

　当該事案に係る本人への対応等の措置を甲と協力して講じなければならな

　い。

（埼玉県個人情報保護条例の適用）

第１１　乙が本委託業務を通じて取り扱う個人情報については、甲の保有する

　保有個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとし、甲が

　実施機関として埼玉県個人情報保護条例を定める手続きを行うものとする。

（別記様式）

|  |
| --- |
| 誓　　約　　書 　私は、本件業務（入館者健康確認業務）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例 （平成１６年埼玉県条例第６５号）第９条（安全確保の措置）、第 １０条（従事者等の義務）、第６６条及び第６７条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。　私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。記 説明した者　（乙の名称） 　　　　　　（本件業務に関する総括責任者の役職名）　　　　　　　　　　　 （氏名） 令和　　年　　月　　日 　　　　　　　　　　　　　　　 所属・職名　　　　　　　　誓約者（従事者）　　氏名　  |

|  |
| --- |
| （注）この場合における「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。 |

埼玉県個人情報保護条例

第９条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報

　の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２ 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

　一 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者（その者から当該委託に係る業務

　の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が受託した業務を

　行う場合

　二 指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定

　する指定管理者をいう。）が公の施設の管理の業務を行う場合

３ 実施機関は、前項各号の業務を行わせるに当たり、当該各号に規定する者との間で締

　結する契約又は協定において、当該業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のため

　に必要な措置に関する事項を定めなければならない。

（従事者等の義務）

第１０条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第

　２項各号の業務に従事している者若しくは従事していた者又は労働者派遣事業の適正な

　運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十

　六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第二条第一号に規定す

　る労働者派遣をいう。）の役務を提供するために実施機関に派遣されている者若しくは

　派遣されていた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知ら

　せ、又は不当な目的に利用してはならない。

第７章 罰則

第６６条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録され

　た第２条第９項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工

　したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処

　する。

　一 実施機関の職員又は職員であった者

　二 第９条第２項各号の業務に従事している者又は従事していた者

　三 第１０条に規定する実施機関に派遣されている者又は派遣されていた者

第６７条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは

　第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０

　万円以下の罰金に処する。